

## 大阪市大規模小売店舗立地審議会会長印規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪市大規模小売店舗立地審議会要綱第10条の規定に基づき、大阪市大規模小売店舗立地審議会において使用する会長印について必要な事項を定めるものとする。

(会長印の管理)

第2条 会長印は慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう監守を厳重にするとともに、つねに鮮明にしておかなければならない。

(会長印の名称、ひな型等)

第3条 会長印の名称、書体及び寸法は別表第1のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。

(会長印監守者)

第4条 会長印監守の責に任ずるため、会長印監守者（以下「監守者」という。）を置き、経済戦略局産業振興部商業担当課長の職にある者をもって充てる。

附 則

この規程は、平成12年12月15日から施行する。

平成13年 4月 1日 一部改正

平成14年 4月 1日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

別表第1

名 称	書 体	寸 法
大阪市大規模小売店舗立地審議会会長印	てん書	ミリメートル方 24

別表第2

大阪市大規模 小売店舗 立地審議会 会長之印
---------------------------------